

第 49 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

学園祭実行計画書

運営要領

一次予算案

学園祭参加企画リスト

学園祭実行委員会

第 49 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

運営要領

I. 概要

II. 詳細

I.	概要.....	1
A.	名称	1
B.	目的	1
C.	テーマ	1
D.	日程	1
E.	会場	1
F.	主催・後援	1
G.	運営組織.....	2
H.	企画	2
II.	詳細.....	3
A.	委員長団.....	3
B.	財務局	5
C.	総務局	8
D.	広報宣伝局	10
E.	渉外局	16
F.	推進局	17
G.	総合計画局	20
H.	情報メディアシステム局	22
I.	ステージ管理局.....	24
J.	本部企画局	28
K.	案内所運営部会	33
L.	英訳専門部会.....	35

I. 概要

A. 名称

第 49 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

B. 目的

学園祭を、開学 50 周年を迎えた本学の多様な価値観を共有する場にするとともに、伝統を引き継ぎつつ時代に適するものにする。

C. テーマ

全学的な投票によって今年度のテーマは「開花」に決定した。「新たな花を咲かせて欲しい！」という意味である本テーマには、学園祭に参加する企画者や来場者が、非日常的な体験ができる学園祭を通じて、様々なことに挑戦、体験することで笑顔を作って欲しいという思いが込められている。

D. 日程

2023 年 11 月 3 日(金) : 準備日・前夜祭

2023 年 11 月 4 日(土) : 本祭 1 日目

2023 年 11 月 5 日(日) : 本祭 2 日目・後夜祭

2023 年 11 月 6 日(月) : 片付け日

E. 会場

第一エリア、第二エリア、第三エリア、大学会館エリア(以下、会館エリア)、体育・芸術エリア(以下、体芸エリア)を中心とする本学構内。

F. 主催・後援

主催 全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議(以下、全代会)

後援 筑波大学紫峰会基金(予定)

一般社団法人茗溪会(予定)

筑波大学基金(予定)

G. 運営組織

学園祭を安全かつ円滑に実行することを目的とした組織として学園祭実行委員会(以下、学実委)を組織する。学園祭全体を統括する責任者として委員長を置き、そのもとに以下の局・専門部会を置く。(業務内容の詳細は「II.詳細」)

- ☐ 委員長団
- ☐ 財務局
- ☐ 総務局
- ☐ 広報宣伝局
- ☐ 渉外局
- ☐ 推進局
- ☐ 総合計画局
- ☐ 情報メディアシステム局
- ☐ ステージ管理局
- ☐ 本部企画局
- ☐ 案内所運営部会
- ☐ 英訳専門部会

また、学実委は必要と認めた際に、本学の学生および教職員等の学実委外の人員をサポートメンバーとして登録し、学実委の業務を委託することがある。

H. 企画

当日行われる模擬店、イベント等を指す。学実委が中心となって行う委員会開催企画、ステージを使用するステージ企画、委員会開催企画・ステージ企画に該当しない一般企画に分類する。(詳細は「II.詳細 C.総務局」)

II. 詳細

A. 委員長団

1. 渉外活動

学内外の各種団体の協力が必要な場合、委員長を代表責任者として渉外活動を行う。

2. 各種規則の制定

各種規則を制定する。

特に、企画団体に対して大学等と相談の上、禁止事項を設ける。禁止事項は、企画団体に配布するマニュアル等に記載し、企画団体への周知を図り、禁止事項に該当する行為を行った企画団体に対しては、企画中止等の措置を取る。

(1) 協賛の規制

学園祭に参加する企画団体に対して、外部団体・企業等による協賛について規則を設ける。

① 金銭協賛

外部団体から金銭的援助を受けるかわりに、その外部団体の宣伝を行う形態での協賛を金銭協賛と定義し、これを全面的に禁止する。

② 物品協賛

外部団体から物品的援助を受ける代わりに、その外部団体の宣伝を行う形態での協賛を物品協賛と定義する。物品協賛を受ける際は協賛の申請を義務とし、学実委が認可した企画団体にのみ許可する。申請外の物品協賛を受けた企画団体に対しては企画中止等の措置を取る。

(2) 酒類規制

学園祭において、企画団体、来場者に対し酒類の持込み、使用、配布を原則禁止する。ただし、企画団体からの申請があり、かつ、企画団体が法令を遵守し安全に配慮していると学実委が判断した場合、酒類の扱いを許可する場合がある。なお、学実委についても法令を遵守し安全に配慮した上で、酒類を扱うことがある。(詳細は「J.本部企画局」)

3. 学実委内業務の監査および補佐

学実委全体の業務の円滑化のため、学実委内の業務を監査及び補佐する。

4. 学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書の作成

学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書を作成する。

5. 当日運営の統括

当日の運営を統括し、緊急時等の対応にあたる。必要に応じて学生生活課等の関連組織と協議し、判断を下す。

6. 使用場所の申請

宣伝媒体の設置、物品協賛、ミーティング等で大学構内を使用する場合は、各エリア支援室等に適宜申請する。

7. 参加者を対象としたアンケートの実施

(1) 目的

学園祭の目的の評価の作成及び来年度以降の学園祭運営への活用をすることを目的とする。

(2) 概要

雙峰祭公式 SNS や雙峰祭公式 Web サイトにて告知を行い、参加者に対してオンラインで回答可能なアンケートを実施する。内容は学園祭への満足度や学実委の対応についてとする。

なお、当アンケートへの回答が福引所(詳細は「E.渉外局」)における福引参加の条件となる。

8. 企画団体を対象としたアンケートの実施

(1) 目的

来年度以降の学園祭運営への活用することを目的とする。

(2) 概要

ステージ組合(以下、ステ組。詳細は「I.ステージ管理局」)・企画団体責任者連絡集会(以下、企団連。詳細は「C.総務局」)等の企画団体と学実委が接する場で、企画団体に対してアンケートを実施する。内容は企画を行う目的や学実委の対応についてとする。

9. 学園祭実行委員会室の管理

学園祭実行委員会室に設置してある共用物品の維持管理を行う。

10. 学園祭実行委員の補充

新入生歓迎祭期間に新歓イベントを開催し、SNS やビラ配り等で告知を行う。

B. 財務局

1. 予算案作成

学園祭の目的を達成するため、安全かつ円滑な企画実施ができる環境の整備や、学園祭の質の向上を念頭に置いた予算案作成を行う。

2. 金銭管理

学園祭の準備及び運営を行うための金銭全般を管理する。監査として、定期的に委員長補佐による内部監査と学内行事委員会による外部監査を行う。

3. 運営資金の調達

(1) 学園祭学生分担金(以下、学分数)

筑波大学規則「学園祭に関する申合せ」第3項の定めるところにより、学実委が新入生と編入生から、入学年度に在学予定年数分の学分数を一括集金する。なお、納入額は学生1人1年につき600円とされている。

(2) 筑波大学紫峰会基金 課外教育行事援助金

筑波大学紫峰会基金に課外教育行事援助金を申請する。

(3) 茗溪会援助金

一般社団法人茗溪会に2023年度茗溪会学生生活動支援援助金を申請する。

(4) 筑波大学基金

筑波大学基金に援助金を申請する。

4. 企画団体物品支給制度の実施

企画運営を支援するとともに、企画の質の向上を図り、学園祭全体を盛り上げることを目的に企画団体に無償で物品を支給する。なお、全企画団体を対象とする全体支給と、当日の金銭授受を行わない企画団体のみを対象とする個別支給の2種類を行う。

(1) 全体支給

全企画団体を対象として以下の物品を支給する。

物品名		数量	サイズ	申請上限
模造紙	白	4 枚	1091mm×788mm	3 セット
	黄	3 枚	1091mm×788mm	3 セット
	桃	3 枚	1091mm×788mm	3 セット
	黄緑	3 枚	1091mm×788mm	3 セット
	水色	3 枚	1091mm×788mm	3 セット
コピー用紙		500 枚	A4	2 部
		500 枚	B4	2 部
		500 枚	B5	1 部
プラスチックダンボール			910mm×1820mm	2 枚
PP ロープ			5mm×80m	1 巻

(2) 個別支給

当日の金銭授受を行わない企画団体を対象に T-Art 筑波大学店で販売されている商品を支給する。なお、支給物品は支給品を希望する企画団体の構成員が T-art 筑波大学支店にて直接指定するものとする。また、個数に制限は設けない。

5. 保険の管理

損害賠償によって学実委または企画団体が金銭的に責任を負う際、その負担を軽減するために企画団体構成員、学園祭実行委員、サポートメンバーは以下の該当する保険に加入することとする。なお、「5.保険の管理」における「来場者」に、企画団体構成員、学園祭実行委員、サポートメンバーは含まれない。また、準備期間及び本祭期間に使用する機械等の物品についても以下の該当する保険を契約する。

(1) 施設所有者・管理者賠償責任保険

学内において来場者やその所持品に対し、学実委または企画団体が事故を生じさせた場合の賠償のための保険。

(2) 生産物賠償責任保険

企画団体が調理した飲食物を原因とする病気やけが等が発生し、来場者に被害が生じた場合の賠償のための保険。

(3) 動産総合保険

企画団体が学実委から借用した機材等を破損させた場合の賠償のための保険。
ただし、破損原因が以下の場合には保険が適用されない。

- ☐ 故意によるもの
- ☐ 地震によるもの
- ☐ 暴風によるもの
- ☐ 電氣的または機械的事故によるもの
- ☐ 紛失または置き忘れによるもの

(4) 普通傷害保険

ステージ出演者、当日運営に参加する学園祭実行委員、サポートメンバーが、出演中や作業中にけがを負った場合の賠償のための保険。

6. 決算報告書の作成

会計資料をもとに決算報告書を作成する。

C. 総務局

1. 一般企画団体(学術参加枠・芸術祭参加枠を含む)の募集及び登録受付

学園祭に一般企画として参加する企画団体を募集し、登録の受付を行う。

(1) 募集要項の作成

一般企画用募集要項を作成し、雙峰祭オンラインシステム(詳細は「H.情報メディアシステム局」)へ掲載する。

(2) 登録方法

各企画団体の企画責任者が雙峰祭オンラインシステムにて必要事項を入力し、企画書・誓約書を提出する。

(3) 企画責任者本人確認

全ての一般企画の企画責任者に対し、本学の構成員であるかを確認するため、メールにて本人確認を行う。

2. 一般企画学術参加枠の注意事項及び説明

本学において行われる研究等の学術活動に関連した企画のうち、企画応募から学園祭当日までを各自で行う企画団体を一般企画学術参加枠として、募集要項に従い募集し、登録の受付を行い、優遇措置をとる。なお、別途ステージ企画学術参加枠を設ける。

3. 一般企画芸術祭参加枠の注意事項及び説明

一般企画芸術祭参加枠として、芸術祭実行委員会が定めた、芸術祭の意義及び諸規則を満たす企画団体を、募集要項に従い募集する。学実委はこの企画団体の登録の受付を行い、優遇措置をとる。

4. 企画団体の情報管理

企画団体の各種情報(個人情報を含む)を、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に従って管理及び保護する。なお、学実委の情報管理指針を募集要項の「プライバシーポリシー」にて掲載し、企画団体から各種情報(個人情報を含む)の使用目的について了承を得る。

5. 企画団体への各種連絡・指示

(1) 雙峰祭ガイダンス(以下、雙ガ)

学園祭に参加する意思のある企画団体を対象に、募集要項の要点の説明を行う。

(2) 企画団体責任者連絡集会

学園祭に関する連絡事項を伝えるため、企画団体のうちステージ企画を除く企画団体の企画責任者を対象に企団連を 9 回開催する。9 回のうち 4 回を対面にて開催し、5 回を YouTube に動画を公開する形式を採る。対面にて開催する企団連において配布した資料は雙峰祭オンラインシステムでも公開する。

(3) マニュアル

企画団体が企画を実施する上で必要な事項を記載したマニュアルを作成し、雙峰祭オンラインシステムに掲載する。

(4) ペナルティ制

一般企画の運営を円滑に行うため、一般企画団体に対してペナルティ制を運用する。各種講習会の欠席や、申請の遅れ等、一般企画の円滑な運営に支障をきたす行為を行った一般企画団体にはペナルティポイントを与え、企画中止等の措置をとる。(詳細は参考資料「一般企画用募集要項(訂正版)」)

6. 雙峰祭グランプリ 2023 の運営

主に学園祭参加団体に対しての意欲向上を目的とする。学園祭参加企画の中で最も優れた企画を決める。方法は来場者によるオンラインでの投票とする。2 つの部門を設け、それぞれの部門ごとに表彰する。表彰式は後夜祭 UNITED ステージにて行う。

D. 広報宣伝局

1. 広報宣伝活動

学園祭に関する情報の周知と来場者数の増加を狙いとし、以下の方法で広報宣伝活動を行う。

(1) オフィシャルポスターの掲示

つくば市を中心とした茨城県内及び関東圏の学校・市町村役場・公共施設・近隣商店・公共交通機関等にオフィシャルポスターの掲示を依頼する。

(2) 情報誌への広告掲載

『紫峰の風』・『筑波大学新聞』等の大学関係者向け広報誌及び近隣市町村の新聞・情報誌等に広告の掲載を依頼する。

(3) 横断幕の設置

大学周辺の歩道橋に、学園祭の開催日時等を記載した横断幕を設置する。

① 設置場所

44093-3 橋・中央3号橋・吾妻北橋・春日北橋

② 設置期間

2023年10月5日(木)～11月6日(日)

(4) 公共交通機関への広告掲示

株式会社エキスプレス広告社に依頼し、つくばエクスプレスの駅構内にオフィシャルポスターを掲示する。

また、アクセスマップ等を大学循環バスのバス停やつくば駅構内に掲示・配布する。

(5) 学内での広報宣伝活動

① カード立ての設置

自立型プラスチックケースに広報物を入れて設置し、企画団体の募集や委員会開催企画の宣伝を行う。

② 大学説明会における配布活動

夏に行われる大学説明会にて学園祭について周知するためチラシ等の広報物を配布する。

③ 宣伝看板の設置

テーマ案・企画団体の募集・委員会開催企画等の情報を記載した看板を設置する。

④ 宣伝ポスターの設置

オフィシャルポスターや委員会開催企画についてのポスターを学生掲示板等に掲示する。

⑤ カウントダウン看板の設置

本祭 1 日目までの日数を表示した看板を学内に設置する。

⑥ 雙峰祭旗の設置

「雙峰祭」という文字がデザインされた旗を会場内及び大学構内のバス停付近及びバス停から会場の動線上に設置する。

⑦ 学食トレイへの広告掲載依頼

食堂で使われるトレイへの広告掲載を依頼する。

⑧ 図書館展示

テーマ案・企画団体の募集・委員会開催企画等の情報を記載したポスターを図書館に設置する。

⑨ 懸垂幕の設置

中央図書館横の螺旋階段に、学園祭周知のための懸垂幕を設置する。

(6) SNS を用いた宣伝活動

雙峰祭公式 Twitter アカウント・雙峰祭公式 Instagram アカウント等を運用し、学園祭及び学実委についての情報を広報宣伝する。また、運用するアカウントは以下である。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 筑波大学学園祭「雙峰祭」 | (SNS : Twitter、ID : @sohosai) |
| ☐ 雙峰祭広報担当そぼたん | (SNS : Twitter、ID : @spspsptn) |
| ☐ 筑波大学学園祭「雙峰祭」 | (SNS : Instagram、ID : sohosai) |
| ☐ 雙峰祭広報担当そぼたん | (SNS : Instagram、ID : spspsptn) |

2. 学園祭公式テーマの募集・決定

(1) 目的

全学を対象として学園祭公式テーマの募集及び投票を行うことにより、本学構成員に学園祭を周知するとともに、参加意識の向上を促し、学園祭をより全学的なものとするを目的とする。

(2) 募集方法

雙峰祭公式 Twitter・雙峰祭公式 Instagram・ポスターを用いて告知する。応募は、Web 上のテーマ募集フォームに作品を提出してもらうことで受け付ける。

(3) 募集期間

2023 年 3 月 1 日(水)～4 月 30 日(日)

(4) 投票方法

雙峰祭公式 Twitter 等を用いて告知する。投票は、Web 上のテーマ投票フォームで受け付ける。

(5) 投票期間

2023 年 5 月 2 日(火)～5 月 9 日(火)

(6) 著作権

全ての応募者はテーマ募集に際して、募集要項に明記されている、著作権に関する以下の 2 点について同意したものとする。

- ☐ 採用テーマの考案者は、作品の採用と同時に学実委に対して当該作品における著作権を譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は学実委に帰属するものとする。
- ☐ 採用テーマの考案者は、学実委が当該作品を使用するにあたって著作者人格権を行使しないものとする。

テーマ投票にて学園祭公式テーマが決定した後に考案者との面談の場を設け、テーマ使用について再度確認を行う。

3. 学園祭公式マスコットキャラクターの管理

(1) 目的

2019 年度に全学を対象として募集し決定したマスコットキャラクターを、継続して使用することで、幅広い世代の来場者に親しまれる学園祭というイメージを確立する。

(2) 著作権

マスコットキャラクターの著作権及びその他一切の権利は学実委が保有する。

4. 学園祭公式グッズの制作

以下の公式グッズを制作し、学園祭のブランディングを図る。加えて個人協賛及び構成員援助金(詳細は「E.渉外局」)の返礼品として用いる。

- ☐ クリアファイル
- ☐ 缶バッジ
- ☐ トートバッグ
- ☐ キーホルダー
- ☐ タオル

詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

5. オフィシャルポスターの制作・管理

学園祭公式テーマに沿ってポスターを制作及び管理し、学園祭の日時・場所等、必要な情報を周知する。

(1) 発注先

株式会社プリントパック

(2) 配付

8月中旬から10月中旬にかけて学内外にオフィシャルポスターを配付し、掲示を依頼する。

6. オフィシャルパンフレットの制作・管理

実施企画の紹介、学内の地図等を掲載したオフィシャルパンフレットを制作及び管理する。

(1) 発注先

未定(朝日印刷株式会社またはメンキラベース株式会社のいずれか)

(2) 配付

当日に各案内所(詳細は「K.案内所運営部会」)にて来場者に無料配付する。また、当日までの渉外活動において一般協賛金協力団体(詳細は「E.渉外局」)に配付する。

7. マップの制作・管理

(1) 発注先

株式会社プリントパック

(2) 配付

当日に各案内所にて来場者に無料配付する。また、地図付き案内板にマップを入れたクリアファイルを貼り、来場者が自由に取り取ることができる状態にする。

8. 広報宣伝の管理

企画団体による学実委に承認されていない宣伝活動を禁止する。企画宣伝に関して以下の規則を設け、これに反する行為及び学園祭の宣伝活動として不適切な行為を行った企画団体に対しては、適切な措置を取る。また、違反している広報物に関しては撤去等の措置を取る。

(1) 企画宣伝活動の期間

以下に該当する期間外における企画団体の宣伝活動を禁止する。

① 事前宣伝

学園祭実行計画書(追加提出分)の企画リストに記載されている企画団体のうち宣伝内容を承認された企画団体のみが実施できる宣伝活動。企画団体からの申請に基づき、学実委が許可を出してから 11 月 5 日(日)まで実施される。

② 当日宣伝

企画団体が学園祭当日に実施できる宣伝活動。

(2) 使用できる宣伝媒体

全ての宣伝期間において企画団体を使用することができる宣伝媒体は、雙峰祭オンラインシステム等で申請され、学実委が承認したもののみとする。ただし、Web 上の宣伝については、企団連等で企画団体に注意喚起を行い、学実委への申請は必要としない。

① 宣伝用掲示物

全ての宣伝期間において、掲示する宣伝用掲示物は学実委の許可を受け、そのことを明らかにするための許可証が貼り付けられたものでなければならない。

9. 企画宣伝支援

以下のものは学実委が企画団体等の広報宣伝支援のために設置する宣伝媒体である。

(1) 企画宣伝用エリア別看板

企画宣伝のためのポスターを掲示可能な看板。

設置期間：2023 年 10 月中旬～11 月 6 日(月)

(2) 学園祭特設掲示板

学実委からの連絡や企画宣伝のためのポスターを掲示可能な掲示板。

設置期間：2023 年 10 月中旬～11 月 6 日(月)

E. 渉外局

1. 資金調達

企業等から学園祭運営に必要な資金の提供を受ける。同時に、企業等の団体や本学の教職員へ学園祭開催についての周知を行う。

(1) 一般協賛

企業等の団体に対して学園祭への協賛金の納入を依頼する。協賛内容に応じて、雙峰祭公式パンフレット・雙峰祭公式 Web サイト及び UNITED ステージ後方の広告パネルに協賛団体の名称・広告等を掲載するほか、UNITED ステージの生配信にて協賛団体の広告映像を放映する。

(2) 個人協賛

個人から学園祭に対する協賛金の納入を受け付け、納入額に応じて返礼品を送呈する。

(3) 構成員援助金

本学の教職員・事務職員・大学役員に対して、学園祭への資金援助を依頼する。教職員に対しては教員会議の場で構成員援助金への寄付を依頼し、事務職員・大学役員に対しては、各事務室等を訪問して構成員援助金への寄付を依頼する。寄付者には返礼品を送呈する。

2. 物品調達

企業等の団体から、学園祭運営に必要な物品の提供・貸出を受ける。同時に、企業等の団体へ学園祭開催についての周知を行う。

提供を受けた、あるいは借用した物品は委員会開催企画の運営等に用いる。また、協賛団体の名称・広告等を雙峰祭公式 Web サイト及び学園祭当日設置する看板等に掲載する。

3. 福引所運営

参加者アンケートに回答した来場者を対象として福引所を運営する。福引所では、抽選器を用いて抽選を行い、景品を手渡す。景品は物品調達によって入手する。

F. 推進局

1. 保健衛生の管理

当日の衛生面の安全を確保するため、保健所の指示に従い以下の業務を行う。

(1) 食品衛生講習会

食品衛生管理を徹底するため、企画団体が保健所の指示を受けることを目的とし、食品衛生講習会を行う。

(2) 保菌検査¹

企画団体構成員のうち、調理企画の構成員に対して事前に保菌検査を実施する。結果が陰性であった者にのみ調理企画構成員証を配布し、当日調理に従事することを認める。

(3) 検食

調理企画の企画責任者または副企画責任者が、保健所の指示に従って調理された食品を一定期間保管する。食中毒と見られる症状が確認された場合、原因究明のため、保管している食品を保健所に提出する。

(4) 消毒液の配布

当日、手指及び調理器具を消毒するために、食品を取り扱うすべての企画に、消毒液を配布する。

(5) 水道の管理

① 水道ネット

水道の詰まりを防ぐため、会場の水道の排水溝にネットを設置する。学園祭実行委員及びサポートメンバーが随時会場を巡回し、詰まり等を発見次第取り替える。

② 水道の制限

当日、会場にある水道の用途と使用場所の制限を行う。企画団体に対しては使用可能な水道の一覧の配付や水道付近に目印の設置を行い、使用可能な水道についての周知を行う。

③ 仮設水道の設置

調理器具の洗浄用及び手洗い用の水道を確保するため、会場内数ヶ所に仮設水道を設置する。仮設水道は株式会社コスモ企画に依頼し、設置をアクアサービス株式

¹ 検便によって食中毒を起こしうる細菌等を体内に保有していないことを確認する。検査は江東微生物研究所に依頼する。

会社に依頼する。

(6) 食品の回収

本祭 1 日目の企画実施時間終了後に、調理企画が企画実施場所に放置した食品を回収し、該当調理企画に通知した上で食品保管庫にて保管する。指定時間までに受け取りに来た調理企画には直接返却し、残った食品や衛生上問題があると判断した食品は、学実委が廃棄処分する。

(7) 仕込み場の提供

衛生管理のため仕込み場として事前に学実委が申請した場所を、当日調理企画に調理を行う場所として提供する。

(8) 資金調達

調理環境向上等のため、学実委が調理企画から一律で集金する。(詳細は「一次予算案」)。

2. 各種物品調達

以下の物品を事前に学実委が一括で借用・購入し管理する。

(1) 機材

学生生活課及び各支援室・事務室等から機材を借用し、借用を希望する団体に貸し出す。また、学実委が所有する機材の管理及び貸出を行う。

(2) テント

学生生活課及び各支援室・事務室等からテントを借用し、不足分は学外の団体から借用する。借用及び返却には学実委所有のリヤカーとレンタカー業者から借用する自動車を利用する。借用先の学外の団体・保管・貸出・回収の詳細については学園祭実行計画書(追加提出分)に記載する。

(3) 宣伝用看板

学実委所有の宣伝用看板の管理及び借用を希望する企画団体への貸し出しを行う。

(4) 暗幕

暗幕の管理及び貸出を行う。不足する場合は適宜購入する。また消臭用のスプレーを購入し、消臭及び消毒作業を実施する。

(5) 消火器

所有する消火器の管理及び貸出を行う。不足する場合は適宜購入する。

(6) ガス

ガスボンベ等、ガスに関する物品について、原則としてつくば市谷田部農業協同組合に発注し、企画団体からの申請数に応じて追加分を十一屋燃料からレンタル発注する。火災防止のため、ガスボンベを使用する企画団体から各日回収して学実委が保管する。安全を確保するため数ヶ所に分けて保管し、各保管場所に消火器を設置する。

(7) リヤカー

学実委の業務を円滑に行うためにリヤカーを使用する。リヤカーは学実委所有のものに加えて、一部のエリア支援室・学生宿舍管理事務所から借用したものを使用する。

(8) 無線機

学実委の業務を円滑に行うために無線機を使用する。無線機はネクストギアーズ株式会社から借用する。

(9) トランシーバー

学実委の業務を円滑に行うためトランシーバーを使用する。トランシーバーは学生生活課から借用する。

(10) その他

各企画団体が学園祭において必要とする物品を、学実委が一括して山王スペース&レンタル株式会社に注文する。

G. 総合計画局

1. 会場配置計画

(1) 企画数制限の実施

企画団体の申請内容等を踏まえ、場合に応じて企画数の制限を行う。

(2) 学園祭当日の企画実施場所及び企画実施日程の決定

企画団体の申請内容等を踏まえ、企画実施場所及び企画実施日程を決定し、調整を随時行う。

(3) 学園祭の直前・直後の使用場所の管轄

学園祭の直前・直後の使用場所について管轄する。

(4) 教室等の解錠及び施錠の管理

学園祭で使用する教室等の解錠及び施錠の管理を行う。

2. 電気計画

企画団体の電力使用を管理するとともに配線計画を行い、仮設分電盤の設置等を外部業者に委託することで、会場内に電力を供給する。また、必要に応じて、近鉄ファシリティーズ株式会社や有限会社信濃電設と連絡を取る。

3. 机・椅子移動計画

企画団体の申請内容等を踏まえ、机・椅子等備品の移動についての計画を立てる。

4. 美化計画

来場者や企画団体、外部団体等の協力のもと、学園祭期間中に生じたごみの適切な処理や、トイレ清掃等の美化活動を行い、会場内の美観維持に努める。

大学構内で通常使用されているゴミ箱を一部封鎖し、臨時ゴミ箱を設置する。また、ごみを集積し、回収業者に引き渡す場所として、臨時ごみ集積所を設置する。

5. 総合交通計画

当日の交通の円滑化を図るために以下の業務を行う。

(1) 交通規制

車両に対して交通規制を実施するが、緊急車両等は規制対象外とする。

(2) 自転車撤去

事前に周知を行った上で、企画団体の協力のもと学園祭の妨げとなる自転車を指定場所に移動する。

(3) 駐輪規制

一部の駐輪場について駐輪規制を実施する。

(4) 特設駐輪場の設置

会場内の混雑を緩和するため、臨時の駐輪場を設置する。

(5) 駐車場の開放

一部の駐車場を一般開放する。一般開放しない駐車場の一部に関しては、学実委が発行する許可証によって使用を認める。

(6) 看板設置

会場内及び周辺道路に、来場者の誘導等を目的とした看板を設置する。

H. 情報メディアシステム局

1. システム開発・保守及び情報基盤の維持・管理

(1) 雙峰祭オンラインシステム

学園祭の実施に関して企画団体との連絡や各種申請を円滑に行えるよう、Web システム「雙峰祭オンラインシステム」の開発・運用・保守を行う。

(2) 学実委情報環境の維持・管理

学実委が使用している各種情報機材・サービス・通信インフラについて、必要な部品の交換・セキュリティ対策・IP アドレスの管理等の保守作業を行う。

(3) ソフトウェアライセンス・ドメイン等の情報系契約の維持・管理

学実委が準備期間及び当日に使用する各種ソフトウェアライセンス・サーバー証明書・ドメイン `sohosai.com` 等の契約を適切に管理し、必要に応じて契約の更新を行う。

(4) 当日の通信インフラの構築・管理

学園祭の実施に必要な通信インフラを構築し、その管理を行う。

(5) 学実委で使用するシステム等の開発・運用

学実委で使用する物品管理システム・メールシステム・投票システム等の開発及び運用を行う。

2. 各種 Web サイトの制作・管理

雙峰祭公式 Web サイト等、各種 Web サイトの制作・管理を行う。またこれらのサイトにて学園祭・学実委・委員会開催企画等に関する情報を発信する。

3. 各種映像の制作

学園祭及び学実委広報活動に関わる各種映像の制作を行う。

4. UNITED ステージ企画・前夜祭・後夜祭の生中継

(1) 概要

ライブ配信サービス(YouTube Live を予定)を利用し、当日における UNITED ステージ企画・前夜祭・後夜祭の様子を学実委所有のカメラ及びレンタルカメラ等の機器を用いて中継する。また各企画の合間には CM 等を放送する。

(2) 著作権に関する対応

UNITED ステージで著作権及び著作隣接権やその他の権利で保護されている音源等がそのまま使用される場合は、事前に権利所有者または権利管理者から、その音源を使用して生中継を行うことに関する許諾を得る(詳細は「5.生中継に伴う著作権の処理」)。許諾を得られなかった場合は、当該音源等が放送されないよう適切に処理する。

(3) 肖像権に関する対応

UNITED ステージ企画を実施する団体に対して、生中継に関する説明をステ組にて行い、ステージ上のパフォーマンス及び出演者が Youtube Live で生中継されることについて許諾を得る。また後夜祭出演者に対しても生中継を行うことに関する許諾を得る。許諾を得られなかった場合はその企画が実施される時間の生中継を中断し、代替として CM を放送する等の対応を行う。

5. 生中継に伴う著作権の処理

UNITED ステージ企画で使用する音源等の著作権処理は、その企画を実施する企画団体が自身で行うか、学実委に委託するかを選択することができる。ただし、学実委に委託することができる音源は、その著作権を JASRAC・NexTone が管理するもののみとする。企画団体自身が著作権処理を行った場合、学実委が許諾証明を確認することにより、その処理が適切に行われていることを確認する。

UNITED ステージ企画を行う企画団体は著作権処理が必要な楽曲 1 曲あたり、1000 円を学実委に支払うこととする。また、UNITED ステージ企画における音源等の使用に伴って、必要となる著作権料は学実委で負担する。

I. ステージ管理局

1. ステージ企画団体の募集及び登録受付

(1) 募集の周知

「第 49 回筑波大学学園祭ステージ企画用募集要項」の雙峰祭オンラインシステムへの掲載を行う。

(2) 登録方法

各企画団体の企画責任者に雙峰祭オンラインシステムで必要事項を入力してもらう。

(3) 企画責任者本人確認

全てのステージ企画の企画責任者に対して、本学の構成員であることを確認するために学生証の提示を求め、本人確認を行う。また、企画責任者が教職員の場合、メールにて本人確認を行う。

2. 企画団体の情報管理

企画団体の各種情報(個人情報を含む)を、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」に従って管理及び保護する。なお、学実委の行う情報管理に関して明記した「プライバシーポリシー」を募集要項に掲載し、企画団体から使用目的に関して了承を得る。

3. 企画団体への各種連絡・対応

(1) ステージ組合

ステージ企画団体に対して、学園祭に関する連絡事項を伝えるために対面で資料配布、説明を行う。各企画団体の企画責任者には出席を義務付ける。

(2) 企画団体への対応

ステージの運営を円滑に行うために、出演する企画団体はタイムテーブルを遵守し、学実委及び Public Address²(以下、PA)の指示に従うこととする。

UNITED ステージ及び大学会館ステージにおける PA は有限会社 MUSIC PLANT に、1A ステージにおける PA はサウンドアート有限会社に委託する。公演中の企画団体の行動がステージの運営に支障をきたすと学実委及び PA が判断した場合は、企画の中断及び中止等を含めた措置をとる。

² 一般的には電氣的な音響拡散装置であるが、学園祭ではそれに携わる人のこと(ステージの音響や照明等指揮・操作するエンジニア)を指す。

4. 前夜祭における各ステージの管理・運営

11月3日(金)の UNITED ステージまたはオンライン配信による前夜祭の管理・運営を行う。

5. 本祭における各ステージの管理・運営

(1) UNITED ステージ

当日の石の広場及び UNITED ステージの管理・運営を行う。

(2) 大学会館

大学会館内の講堂・ホールを利用し、当日の管理・運営・会場出入り口の整備を行う。

(3) 1A ステージ

第一エリア食堂にステージを設営し、当日の管理・運営・会場出入り口の整備を行う。

6. 後夜祭における各ステージの管理・運営

11月5日(日)の UNITED ステージまたはオンライン配信による後夜祭の管理・運営を行う。

7. 雨天時対応

UNITED ステージにおいて、企画実施中に雨が降った場合、各ステージ担当長と PA との協議によって企画の中断決定を下す。企画実施前に雨が降っていた場合も同様に企画の中断及び中止決定を下す。前夜祭は 15:25 までに、後夜祭は 17:55 までに中止の判断を下す。企画中断または中止時に雨が上がった場合も、同様にして判断する。

8. 写真・ビデオ撮影

当日の各ステージにおいて、学実委以外の団体や個人によって映像・音声等が記録及び公開される可能性があることを事前に説明し、企画団体の了承を得るものとする。また、学実委はその記録や公開に一切関与しない。ただし、後夜祭における委員会開催企画においての写真撮影・ビデオ撮影・音声記録は一切禁止する。

9. 警備

ステージ上の企画の進行を円滑に進め、来場者・出演者の安全を確保するために警備を実施する。危険行為を行った来場者と企画団体への対応は、必要に応じて学生生活課と協議して判断を下す。

10. 花火の打ち上げ

後夜祭の最後に花火を打ち上げる。

(1) 打ち上げ日

11月5日(日)

(2) 交通規制

打ち上げの際、安全のため以下の要領で交通規制を行う。

「煙火消費の手引き³」に準じて、今回の煙火消費の規模は、4号割り物2級に該当するため、11月5日(日)15:00～21:00の間、打ち上げ現場から半径110m円形の範囲内(図、実線赤内)は、煙火消費従事者として事前に許可された者以外立ち入りを禁止する。



³ p.13 第3章煙火消費の保安距離。

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/sangyo/info/sangyohoan/enkatebiki/enkatebiki.html>

(3) 中止判断

雷雨時・強風時・空気が乾燥している時には、花火師の判断により花火の打ち上げを中止する。

(4) 警察署及び消防署への申請

つくば市消防本部及び警察署に煙火消費申請と道路使用の申請を行う。

(5) 周知

つくば市の各地区長に周辺住民への回覧板を用いた事前周知を依頼する。また、看板・ポスター等の掲示を学内で行うことにより、教職員や学生等の学内施設利用者並びに来場者へ周知を行う。また、立入禁止区域の入り口等に学園祭実行委員及びサポートメンバーを配置し、立ち入り規制を行う。

① 回覧板

花火打ち上げ現場より半径 3.5km 圏内の区域の住宅に回覧板を回す。回覧板には打ち上げ日時や場所等の記載をする。9 月中旬に事前周知資料の挟み込みを依頼する。

② 交通規制看板

11 月初旬より、周辺道路に花火打ち上げに伴う交通規制に関する看板を設置する。

③ 打ち上げ場所周辺施設への注意喚起

打ち上げ場所に近く、交通規制を行う道路へ接続する道路を所有する産学リエゾン共同研究センターと生命領域学際研究センターに対して、花火打ち上げに際する周辺道路の交通規制等の注意事項を記載した文書を 10 月下旬に送付し掲示を依頼する。また、当日の利用者への周知を徹底するため、11 月初旬より各センターの駐車場に花火打ち上げ中の交通規制についての看板を設置する。

④ 打ち上げ場所周辺駐車場利用者への注意喚起

第三エリア北駐車場の出入りに、10 月末及び学園祭期間中にラミネート加工した駐車場利用者への注意喚起のポスターを設置し、残骸飛来の危険性等を周知する。

⑤ ループ道路を利用する公共交通機関への交通規制の説明

花火打ち上げに際して、虹の広場周辺の道路で交通規制を行うため、ジェイアールバス関東株式会社と関東鉄道株式会社に交通規制の旨を記載した文書を 9 月下旬に送付し、協力を要請する。

J. 本部企画局

1. 学術企画部門

(1) 受験応援

① 目的

学園祭に来場した中学生や高校生、その保護者を主な対象とし、現役の大学生から入試や大学生活についての情報を提供することで、筑波大学そのものに興味を持ってもらう。また、さまざまな学類の学生が相談員として同じ場所に集まることで、オープンキャンパスでは不可能な、多くの学類の学生から話を聞ける環境を作り、進路選択の参考にしてもらう。

② 概要

筑波大学の学生と来場者との相談教室の開設及び来場者へ受験応援冊子の配布を行う。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(2) つくばイチ受けたい授業

① 目的

本学の教員に講義の開講を依頼し、学外の人に対しては筑波大学の学術的魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうこと、学内の人に対しては普段は受けないような分野の講義を受けることのできる機会を設けることを目的とする。

② 概要

来場者に本学の講義を体験してもらう。本学の教員に特別講義を開講してもらい、講義の後、10分間の質疑応答の時間を設ける。幅広い世代の人に興味を持ってもらうために、講義のテーマは様々なものにする。また、授業は録画し、来場できなかった方に向けて後日雙峰祭公式 Web サイトで公開する。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(3) 実験教室

① 目的

小中学生向けに体験型の実験教室を開設し、実際に学問に触れることで学問を身近に感じてもらい、その楽しさを知ってもらう。また、それにより本学の魅力を将来の受験生やその家族に知ってもらう。

② 概要

体験型の実験教室を開設し、本学の学士課程での学びに関連したクイズを行う。各実験の解説や実験内容に関連する分野の研究内容については、本学の研究室に協力を募る。また、実験の展示をし、より多くの実験に触れてもらう。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(4) つくば研究紹介

① 目的

本学やつくば市内にある研究機関の研究内容を来場者に知ってもらうとともに、「研究学園都市」としての魅力を発信し、来場者が本学およびつくば市内の学術的な活動に対してより関心を持てるきっかけとなることを目的とする。

② 概要

本学内の研究センターおよび研究室やつくば市内の研究機関の研究者を招致し、各研究機関が行っている研究内容や成果をパネルやプレゼンテーション、展示、実演で発表してもらう。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

2. 来場者参加型企画部門

(1) 脱出企画

① 目的

謎解きは小学生から大人まで幅広い人が参加でき、様々な媒体を通じて多くの人が楽しむ時代になっている。そこで委員会開催企画として、知識を必要とせずひらめきや工夫で解いていく謎解きの楽しさ、協力して進めていくことの楽しさを体験してもらう。

② 概要

ストーリーに沿って謎解きを行い、脱出もしくはストーリークリアを目指す体験型謎解きゲームである。ヒントによる難易度調整や一定の地点までは全員が進める構造にすることで、1種類のゲームを誰もが楽しめるものとする。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

(2) 樽酒振る舞い

① 目的

無料で樽酒を振る舞うことでより多くの人に来場してもらい、茨城の地酒を知る機会を提供する。また、協賛酒造からお酒を提供を受けることで、地域と本学の結びつきを強める。

② 概要

茨城県内の酒造から提供してもらったお酒を 20 歳以上の来場者に配布し、味わってもらう。来場者の年齢確認については、顔写真付きの身分証明証の提示によって行う。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

3. 夜祭企画部門

(1) TSUKUBA COLLECTION 2023

① 目的

出場者を含め企画での宣伝活動を通して本学の知名度をあげるとともに、学園祭全体を盛り上げる。

② 概要

筑波大学に所属する全学生(学類生、院生、留学生を問わない)を対象に、ミスター部門およびミス部門の出場者を募集する。出場者決定後、SNS による宣伝活動、前夜祭におけるパフォーマンスを行う。ネットでの投票、当日票を集計し、結果を後夜祭にて発表する。

③ 場所

前夜祭でのパフォーマンス、後夜祭での結果発表は UNITED ステージにて行う。

(2) つくばお笑いライブ 2023

① 目的

知名度のあるお笑い芸人を呼ぶことで学園祭をより濃密なものにするとともに、本学学生以外の一般の方々の集客力の向上も目指す。また、予備知識が無くても楽しめるお笑い芸人のパフォーマンスによって来場者を笑顔にし、後夜祭をより盛り上げるものにする。

② 概要

お笑い芸人を招致し、漫才、もしくはコントを披露してもらう。その後プレゼント企画やアフタートークを行う。

③ 場所

(a) 晴天時

UNITED ステージで行う。

(b) 雨天時

大学会館もしくは第一体育館で行う。(仲介業者・ステージ管理局と相談して決定する。)

(3) 夜祭パフォーマンスショー2023

① 目的

学園祭の前夜祭・後夜祭を有志の団体やサークルのパフォーマンスで盛り上げる。また、団体間のコラボレーションによって普段は見ることのできない貴重なパフォーマンスを見せると同時に、学生団体間の交流を促す。

② 概要

参加団体のパフォーマンスを行う場所を提供し、前夜祭および後夜祭を盛り上げる。

③ 場所

UNITED ステージで行う。

4. 装飾企画部門

(1) 装飾企画

① 目的

学内をさまざまな装飾物によって彩ることで学園祭の雰囲気盛り上げる。

② 概要

記憶に残る思い出を作ってもらうために、筑波大学に関連のあるキャラクターや人物と一緒に写真を撮ることができるフォトスポットの作成や、階段アートの作成を行う。

③ 場所

未定。詳細は学園祭実行計画書(追加提出分)に記載。

K. 案内所運営部会

1. 当日の運営体制

本部を 1D 棟 3 階ホールに設置し、当日の運営統括を行う。このほかに、企画者や来場者に対応する場として、体芸エリアに所在する学園祭実行委員会室に加え、案内所テントを第一エリア、第二・第三エリア、体芸エリア、会館エリアにそれぞれ 1 ヶ所の計 4 ヶ所設置する。

2. 学園祭実行委員会室の運営

学園祭実行委員会室では、電話対応・案内所等で使用する書類の発行・落とし物の保管を行う。

3. 案内所の運営

各案内所は各エリアを総括し、来場者および企画団体への対応を行う。

(1) 来場者対応

来場者の要望に沿って、パンフレットの配布、落とし物の対応等を行う。

(2) 企画団体対応

企画団体に対し、物品の貸出、申請手続き等を行う。

(3) 通行者数の調査

混雑情報の把握のために、案内所前にてカウンターを使った観察調査を実施する。

(4) 当日放送

第一エリアの案内所にて放送機材を設置し、企画の宣伝、企画者への連絡等を行う。

4. 消火器の設置

消防署の指導に基づき、消火器を設置する。

5. 当日の巡回

当日に学園祭実施エリアの巡回を行い、企画が正常かつ適切に運営されているかを確認する。問題がある場合は、注意や警告書の発行、企画中止など、学実委が定めた対応を行う。

6. 学園祭運営研修会の開催

学園祭運営研修会を開催する。当日業務に向けて、各局及び学園祭実行委員が各々の動きや業務内容を確認し、学園祭を安全かつ円滑に運営するために必要な技能を身につけることを目的とする。

実施場所は学園祭を実施する体芸エリアから第三エリアまで。実施日は9月21日、9月22日である。

7. 雨天時・強風時・暴風時の対応

雨天時・強風時・暴風時に企画の中止・中断等の判断を行う。UNITED ステージを使用する企画の中断及び中止については、UNITED ステージ担当長及びPAが判断する。一般企画の中断及び中止については、学実委が判断する。

また、雨天時・強風時・暴風時の判断を下した場合、雙峰祭公式 Web サイト・雙峰祭公式 SNS・当日放送・巡回によって、企画団体・来場者に周知する。

8. 緊急時の対応

緊急時は学生生活課等の関連組織と協議し、国立大学法人筑波大学リスクマネジメント規則に基づき、対応にあたる学園祭実行委員の安全確保を前提に、以下の対応を行う。

(1) 傷病者・嘔吐者発生時の対応

傷病者・嘔吐者が発生した場合、応急処置を施す。その際、必要に応じて付近の企画を中断させる。打撲・大量出血・やけど・骨折等、学実委では処置できないと判断した場合、保健管理センター等の医療機関に誘導し、必要に応じて救急車を要請する。

(2) 火災発生時の対応

火災発生時、付近への延焼前に鎮火が可能であると判断した場合、消火器を使用して消火活動にあたる。

大規模な火災となると判断した場合、発生場所を管轄している警備員室に連絡し、その後、消防に通報した上で、来場者及び企画団体を学実委が指定する避難場所へ避難させる。

(3) 地震発生時の対応

地震が発生した場合、避難経路の確保、火気及び電気使用の即時中断の指示等を行う。揺れが収まった後、被害の確認及び復旧を行う。また、被害が甚大であると判断した場合、来場者及び企画団体を学実委が指定する避難場所へ避難させる。

L. 英訳専門部会

1. 外部向け資料の英訳

日本語版の資料のみではなく英訳版の資料を作成することで、留学生を中心とした団体及び外国人の来場を促すことを目的とする。

(1) 募集要項の英訳

一般企画用募集要項の英訳を行う。

(2) ポスター・看板の英訳

広報宣伝局が作成するポスター・看板の英訳を行う。

(3) 雙ガ用スライドの英訳

雙ガで使用されるスライドの英訳を行う。

(4) 企団連資料の英訳

企団連にて配布される全体資料の英訳を行う。

(5) 当日放送原稿の英訳

案内所にて放送される当日放送原稿の英訳を行う。

(6) その他の文書の英訳

その他学実委が必要と判断した文書についての英訳を行う。